

地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要（案）についての 地方公共団体への意見照会結果

- 1 **対象団体** 都道府県、政令指定都市、市、特別区、町、村及び組合（※教育及び警察の部局を除く。）
- 2 **内容** 地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要（案）及び制度の運用等について意見を聴取したもの。
- 3 **期間** 平成 24 年 8 月 29 日～平成 24 年 9 月 5 日：都道府県・政令指定都市
平成 24 年 8 月 29 日～平成 24 年 9 月 12 日：市区町村と組合
- 4 **地方公共団体の意見**

問 1：国家公務員と同様に、定年延長ではなく再任用により雇用と年金の接続を図ることとする場合に、フルタイム再任用のほか、短時間勤務の再任用も選択できるとすることについて妥当と考えますか。

（制度概要案抜粋）

- 1 民間企業において高年齢者雇用確保措置実施済企業の 82.6%が継続雇用制度により対応している現状、高年齢者雇用安定法改正法案において継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に基づく制度の廃止等を措置していること、国家公務員の基本方針を踏まえ、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、当該職員を再任用職員として採用するものとすること。

（結果）

○都道府県及び政令指定都市（67 団体）の意見

- ・「妥当である」という意見が 87%となっている。
- ・一方、「妥当とはいえない」という意見は 12%で、その理由は「自由度の高い制度であることの妥当性は認めるものの、人事管理上、原則としてフルタイム勤務とするのが望ましい（1 団体）」、「任命権者として短時間を選択できることは望ましいが、職員の納得が得られるか疑問（1 団体）」、「給与やその他の勤務条件と同様に国家公務員と同様の取り扱いと説明できるのが望ましい（1 団体）」、「短時間では無年金期間の生活保障として不十分（2 団体）」、「非常勤職員等でも可とすべき（3 団体）」等となっている。

○市区町村（1,722 団体）の意見

- ・「妥当である」という意見が 98%となっている。
- ・一方、「妥当とはいえない」は 2.3%で、その理由は「再任用義務化は不適當（新規採用との両立が困難、現在雇用している臨時・嘱託職員の雇用の圧迫、地域の理解を得られない、ポストがない）（24 団体）」、「非常勤職員等でも可とすべき（8 団体）」、「定年延長を望む（5 団体）」等となっている。

○一部事務組合等（1,661 団体）の意見

- ・「妥当である」という意見が 95%となっている。
- ・一方、「妥当とはいえない」は 0.7%で、その理由は「フルタイムか短時間かは、定年退職者の希望通りとすべき（4 団体）」等となっている。

問 1 の 2 : 次の「ただし書き」について、新たなご意見があれば記入してください。

（制度概要案抜粋）

ただし、国家公務員の基本方針における「その者が最下位の職制上の段階の標準的官職（係員等）に係る標準職務遂行能力及び当該官職についての適性を有しない場合」に相当する場合には、任命権者は上記の義務を課されないものとする。

（結果）

○都道府県及び政令指定都市（67 団体）の意見

- ・「意見なし」が 35 団体となっている。
- ・「意見あり」は 32 団体で、「国において明確な基準を定めるべきである。内容が不明確であり、詳細な内容を示してほしい（20 団体）」、「任命権者の裁量の余地がほしい（6 団体）」等となっている。

○市区町村（1,722 団体）の意見

- ・「意見なし」が 1,537 団体となっている。
- ・「意見あり」は 185 団体で、「国において明確な基準を定めるべきである。内容が不明確であり、詳細な内容を示してほしい（112 団体）」、「任命権者の裁量の余地がほしい（29 団体）」「この場合では、現実には不採用はあり得ないのではないか（16 団体）」等となっている。

○一部事務組合等（1,661 団体）の意見

- ・「意見なし」が 1,613 団体となっている。
- ・「意見あり」は 48 団体で、「国において明確な基準を定めるべきである。内容が不明確であり、詳細な内容を示してほしい（23 団体）」等となっている。

問2：次の2について、新たなご意見があれば記入してください。

(制度概要案抜粋)

2 1に基づく再任用期間の末日は、雇用と年金の接続が図られるよう、退職共済年金の支給開始年齢に達する日以後における最初の3月31日までの間において条例で定める日以前とすること。

※ 再任用期間の末日は、以下により退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに応じて、段階的に引き上げることとする。

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ 61歳

昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ 62歳

昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ 63歳

昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ 64歳

昭和36年4月2日生まれ～ 65歳

(結果)

○都道府県及び政令指定都市(67団体)の意見

- ・「意見なし」が66団体となっている。
- ・「意見あり」は1団体で、「現行再任用と義務化再任用の関係を明確にしてほしい」となっている。

○市区町村(1,722団体)の意見

- ・「意見なし」が1,713団体となっている。
- ・「意見あり」は9団体で、「年金支給開始年齢までを原則として、例外として条例により別に定めた場合は年度末まで延伸できることとすべき」等となっている。

○一部事務組合等(1,661団体)の意見

- ・「意見なし」が1,653団体となっている。
- ・「意見あり」は8団体で、「消防職員の場合は年齢的に職務に従事することが困難(3団体)」等となっている。

問3：次の3について、新たなご意見があれば記入してください。

(制度概要案抜粋)

3 任命権者は、1において再任用職員として採用される職員の任期について、1年を超えない範囲内で定めることとし、1ただし書の場合を除き、2の再任用期間の末日までの間、1年を超えない範囲内で更新するものとする。

※ 年度ごとに能力及び適性を確認し、1年間の任期を2の再任用期間の末日まで更新する運用を想定

(結果)

○都道府県及び政令指定都市(67団体)の意見

- ・「意見なし」が62団体となっている。
- ・「意見あり」は5団体で、「更新時についても、国において明確な基準を定めるべきである。内容が不明確であり、詳細な内容を示してほしい(3団体)」等となっている。

○市区町村（1,722 団体）の意見

- ・「意見なし」が 1,685 団体となっている。
- ・「意見あり」は 37 団体で、「更新時についても、国において明確な基準を定めるべきである。内容が不明確であり、詳細な内容を示してほしい（16 団体）」、「1 年更新ではなく最後まで任期でよい（9 団体）」等となっている。

○一部事務組合等（1,661 団体）の意見

- ・「意見なし」が 1,652 団体となっている。
- ・「意見あり」は 9 団体で、「更新時についても、国において明確な基準を定めるべきである。内容が不明確であり、詳細な内容を示してほしい（3 団体）」、「1 年更新ではなく最後まで任期でよい（3 団体）」等となっている。

問 4：次の 4 について、ご意見があれば記入してください。

（制度概要案抜粋）

- 4 現行の再任用に係る規定（地方公共団体の組合と構成団体間の再任用に係る規定を含む。）は存置するものとする。

（結果）

○都道府県及び政令指定都市（67 団体）の意見

- ・「意見なし」が 56 団体となっている。
- ・「意見あり」は 11 団体で、「現行再任用と義務化再任用の関係を明確にしてほしい（9 団体）」等となっている。

○市区町村（1,722 団体）の意見

- ・「意見なし」が 1,686 団体となっている。
- ・「意見あり」は 36 団体で、「現行再任用と義務化再任用の関係を明確にしてほしい（13 団体）」等となっている。

○一部事務組合等（1,661 団体）の意見

- ・「意見なし」が 1,648 団体となっている。
- ・「意見あり」は 13 団体で、「現行再任用と義務化再任用の関係を明確にしてほしい（3 団体）」等となっている。

問5：次の5について、ご意見があれば記入してください。

(制度概要案抜粋)

5 特定警察職員等（地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号に規定する警部以下の警察官又は消防司令以下の消防吏員等をいう。）については、6年後から適用するものとする。

(結果)

○都道府県及び政令指定都市（67 団体）の意見

- ・「意見なし」が64 団体となっている。
- ・「意見あり」は3 団体で、「消防吏員の再任用に対する条件整備が望まれる（2 団体）」等となっている。

○市区町村（1,722 団体）の意見

- ・「意見なし」が1,711 団体となっている。
- ・「意見あり」は11 団体で、「消防吏員については、任務を全うできるか懸念（5 団体）」等となっている。

○一部事務組合等（1,661 団体）の意見

- ・「意見なし」が1,645 団体となっている。
- ・「意見あり」は16 団体で、「職務遂行能力が確保できるかが課題（5 団体）」等となっている。

問6：本制度概要案には記載していませんが、今後の雇用と年金の円滑な接続に向けて検討の参考とするため、制度の運用等についてご意見があればご記入ください。

(結果)

○都道府県及び政令指定都市（67 団体）の意見

- ・定員に関しては、「3年に一度60歳を超える職員が公務部内に追加的に留まることになることから、国家公務員の基本方針と同様に必要な措置を講ずることが必要（5 団体）」、「定数外としてほしい（7 団体）」、「定員のカウントの仕方を示してほしい（6 団体）」
- ・給与に関しては、「義務化後の給与等の取扱いを早期に示してほしい（19 団体）」、「生活関連手当の支給・不支給に関する考え方を示してほしい（4 団体）」、「特地勤務手当等の支給ができるよう見直してほしい（2 団体）」
- ・人件費に関しては、「義務化に伴う人件費増に係る財政的な支援を求めたい（3 団体）」
- ・「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」で示されていた民間の支援会社の活用も含めた再就職支援等の措置に関しては、「公務員優遇との批判を免れない」、「できるだけ早期に示してほしい」

等となっている。

○市区町村（1,722 団体）の意見

- ・定員に関しては、「定数外としてほしい（53 団体）」、「定員のカウントの仕方を示してほしい（26 団体）」
 - ・給与に関しては、「義務化後の給与等の取扱いを早期に示してほしい（19 団体）」、「水準の設定が課題（8 団体）」
 - ・ポストに関しては、「ポストに限りがある（33 団体）」、「管理職を含め処遇が難しい（9 団体）」
 - ・人件費に関しては、「義務化に伴う人件費増に係る財政的な支援を求めたい（9 団体）」
- 等となっている。

○一部事務組合等（1,661 団体）の意見

- ・定員に関しては、「定数外としてほしい（4 団体）」、「定員のカウントの仕方を示してほしい（5 団体）」
 - ・給与に関しては、「義務化後の給与等の取扱いを早期に示してほしい（4 団体）」、「水準の設定が課題（4 団体）」
 - ・ポストに関しては、「加齢に伴い身体的機能の低下がある場合、ポストが限られる（10 団体）」
- 等となっている。

以上